

憲法改正の国民的論議を！

21世紀の世界に躍進する日本を創造するため、憲法改正は喫緊の課題です。今こそ国民の英知を結集して、新しい時代にふさわしい日本の憲法を制定しましょう。



いま、新しい時代にふさわしい憲法に改正しようと、各政党や報道機関、経済界や民間団体の間で盛んに改正案が提唱されています。国会でも、国民投票法が成立し、衆参両院に憲法審査会が設置され活動を開始しました。

21世紀の世界に躍進する新しい日本を築くためには、憲法改正の国民的論議は避けて通れません。ここに各界より提唱されている、主な憲法改正の意見をご紹介します。ともに国民的論議を巻き起こしましょう。

① 前文…日本の美しい伝統文化を明記しよう

自らの国の安全と生存を、「平和を愛する諸国民の公正に信頼」して委ねるといふ、他人任せな規定を見直すとともに、前文には、建国以来2千年の歴史をもつ、我が国の美しい伝統・文化を謳いあげましょう。そして、世界平和に積極的に貢献する、国民の決意を表明することも大切です。

② 元首…国の代表は誰かを明記しよう

国際社会では、天皇は日本国の元首として扱われています。しかし、国内では、「天皇は単なる象徴にすぎない」とか、「元首は首相だ、国会議長だ」という憲法論議が絶えません。国家元首は一体誰なのか、憲法に明記する必要があります。

③ 九条…平和条項とともに自衛隊の規定を明記しよう

自衛隊は国防の要であり、さらに世界の平和貢献活動や大規模災害支援にも大きな役割を果たしています。しかし、憲法上「違憲」の疑義があると指摘され、自衛隊の憲法上の根拠はあいまいです。9条1項の平和主義を堅持するとともに、9条2項を改正して、自衛隊の国軍としての位置づけを明確にします。

④ 環境…世界的規模の環境問題に対応する規定を

古来、日本人は自然への敬意をいただき自然環境の保全に努めてきました。また、地球規模の環境破壊が進む中、自然との共存、環境保全は世界的課題であり、環境規定は喫緊の現代的課題でしょう。

⑤ 家族…国家・社会の基礎となる家族保護の規定を

家族は、国家社会の基礎をなす共同体です。社会の発展、子弟の教育などを支える家族の保護育成は、世界各国でも憲法に規定されている重要な項目です。

⑥ 緊急事態…大規模災害などの緊急事態対処規定を

東日本大震災は、千年に一度という想定できない大惨事を招きましたが、緊急事態対処の憲法規定があれば、国民を災害から守ることができました。来るべき大災害に対処しうる憲法規定が必要となっています。

⑦ 96条…憲法改正へ国民参加のための条件緩和を

我が国の憲法は、国民大多数が憲法改正を求めても、国会議員の3分の1が反対すれば改正できない、世界で最も厳しい改正要件になっています。憲法改正への国民参加を実現するため、憲法改正要件の緩和が求められます。



時代は変わった。憲法は変わったか？

— いまこそ、世界の中で日本の憲法を考えよう。

(1)日本の憲法は、成文憲法保有188カ国の中14番目に古く、しかも一度も改正されていない憲法としては世界最古です。☞《図1》

成文憲法を持つ世界188カ国のうち、日本は14番目に古い憲法であり、しかも無改正の憲法としては世界最古です。世界の国々は、時代や世界の変化に合わせて、よりふさわしい憲法に改めてきました。しかし、わが国は制定より約70年間、一度の改正も行っていない。時代も、世界も、社会も大きく変わったのに、憲法は変わらずよいのでしょうか。

(2)近年制定された100カ国の新憲法には、緊急事態、平和、環境、政党、家族などの大切な項目が規定されていますが、日本には、平和条項以外は規定されていません。☞《図2》

近年20年間に、世界約100カ国が新憲法を制定しました。そのほとんどの国には、緊急事態対処、平和条項、環境の保護、政党条項、家族保護などの項目が規定されています。しかし、わが国は唯一「平和条項」が規定されているだけで、他の大切な項目は盛り込まれていません。日本国憲法は、国家の基本法としてふさわしいのでしょうか。

(3)我が国報道各社の世論調査では、毎年、過半数の国民が憲法改正に賛成していますが、国民は一度も国民投票を経験していません。☞《図3》

憲法記念日に実施される報道機関の世論調査では、毎年、改憲賛成の世論が過半数を占めています。改正を求める国民の声がいくら大きくても、国会の3分の2以上の賛成で国会発議されなければ、国民投票は実施されません。

《図1》世界の成文憲法保有188カ国のうち日本は古いほうから14番目、無改正の国

	国名	制定年	憲法改正回数
1	アメリカ	1787年	18回、27カ条
2	ノルウェー	1814年	200回以上
3	ベルギー	1831年	24回、82カ条
4	日本	1946年	無改正
5	イタリア	1947年	16回、43カ条
6	ドイツ	1949年	57回、198カ条
7	インド	1949年	96回
8	フランス	1958年	24回

《図2》近年制定された100カ国の新憲法の項目～日本は「平和条項」以外は規定がない～

	憲法に規定されている項目	採択国数
1	国家緊急事態対処規定	100カ国
2	平和条項 ※日本はこれのみ規定	98カ国
3	環境の権利・保護規定	90カ国
4	政党条項	90カ国
5	家族の保護規定	85カ国

(出典＝図1～2は西修・駒澤大名誉教授の研究資料より作成)

《図3》憲法改正に関する世論調査(平成25年3～4月実施)～改憲賛成の国民世論は毎年過半数を占めている～

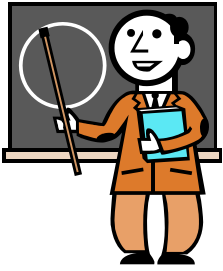
報道機関	賛成	反対	その他
読売新聞	51%	31%	18%
朝日新聞	54	37	9
毎日新聞	60	32	8
産経新聞	62	27	11
日経新聞	56	28	16

50%



[憲法チラシ N01/251113]

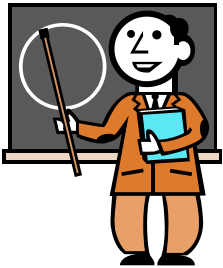
世界の憲法、みんな平和憲法



日本国憲法9条は知っているかな？

もちろん、知ってるよ。

『日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。』学校で習ったよ。世界で唯一、平和条項を持つ誇るべき憲法だよ。

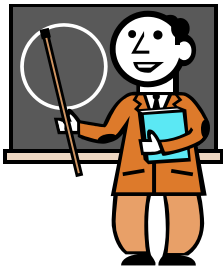
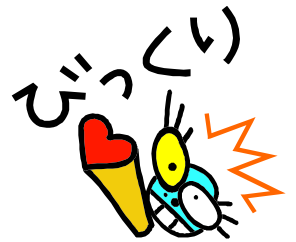


実は、そんなことないんだよ。

世界の憲法のおよそ **8割** が憲法に平和主義条項があるんだよ。

※成文憲法を保有する187か国中156か国に平和主義条項がある。(西修氏)

ええっ！そうなの！？



そうなんだよ。

中には、核兵器や生物兵器、化学兵器を持たないことを明記したり、外国の軍事基地を設けないことなど、日本よりももっと徹底した平和主義条項を持つ国があったりするよ。

具体的にみてみよう。

[イタリア共和国憲法 第11条]

イタリアは、他国民の自由に対する攻撃の手段としての、および国際紛争を解決する手段としての戦争を放棄し、他国と同等の条件で、諸国家間の平和と正義を保障する機構に必要な主権の制限に同意し、この目的のための国際組織を促進し、かつ助成する。

[ドイツ連邦共和国基本法 第26条]

①諸国民の平和的共同生活を妨害するおそれがあり、かつ、このような意図でなされた行為、とくに、侵略戦争の遂行を準備する行為は、違憲である。このような行為は処罰されなければならない。

[コスタリカ共和国憲法 第12条]

恒久制度としての軍隊は廃止する。公共秩序の監視と維持のために必要な警察力は保持する。大陸間協定により又は国防のためにのみ、軍隊を組織することができる。いずれの場合も文民権力に常に従属し、単独又は共同して、審議することも声明又は宣言を出すこともできない。

憲法に平和条項があるのは、当たり前のことだったんだね。
日本だけの条項ではないんだ！



いまや、平和主義条項は憲法の常識！

◆ご存知ですか？今の憲法は家族の絆を守ってくれません

たとえば、最愛の夫を亡くした時、その妻はその遺産を、我が子と愛人の子供に平等に渡すことになります。そんなこと許せますか？

想像してみてください・・・

最愛の夫を亡くし悲嘆するあなたの前に、突然、愛人の子供が現れ、我が子と同額の遺産を要求されたとしたら…。あなたは、それに従いますか？
これからは、こんな非情なことが現憲法によって当たり前になります。



◆婚外子の相続のイメージ

父の遺産が1200万円の場合



法改正されると...



かろうじて民法で守られてきた家族の絆

民法では嫡出子（結婚した男女間の子）と婚外子（結婚していない男女間の子）の遺産は2：1の割合と規定され、家族が重視されてきました。

非情にも現憲法は家族の絆を守ってくれない

ところが、平成 25 年9月4日、最高裁判所は、この民法は「法の下での平等」を保障した憲法に違反しているため、違憲・無効とする判断を示したのです。

その結果、憲法は民法よりも上位にあり優先されるので、これからは上の図のような遺産配分が変わります。

非情にも今の憲法が家族の絆も、あなたの心も一瞬で壊すことを後押しするのです。

さらに、こんなひどい事態も・・・

もし嫡出子がない場合、たとえば上記の図のように婚外子に遺産の半額を渡さなければならない可能性もあります。外国人の子供でも同等に扱われる場合さえあります。

諸外国と同様に、憲法に「家族保護」規定の新設を！！



このような事態を防ぐために、世界各国では憲法を改正して「家族保護規定」をつくりました。

例えば、フィリピンでは「国は、家族生活の絆を神聖なものと認め、家族を社会制度の基本的かつ自然的単位として、保護強化する」とあり、国が家族を保護しています。

日本国憲法では 24 条に婚姻や離婚についての項目はありますが、「両性の平等」や「個人の尊厳」等を謳っているのみで、家族を保護する規定はありません。

人間一人では生きていけません。東日本大震災以来、家族の在り方、絆が見直されている昨今、憲法を改正して家族保護の規定を盛り込みましょう！

作成：日本会議長崎 事務局

私達の国は私達の手で守りましょう！

— 米国製「日本国憲法」前文に記された「大嘘」 —

●よく読んでくださいネ！

【日本人をダメにした「日本国憲法前文」の問題箇所】
平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。

●日本の回りは「平和蹂躪国家」だらけでは

中国（東シナ海・南シナ海で軍事力誇示・チベットやウイグル民族虐殺常習国家）・北朝鮮（数百名の日本人を拉致・核開発・ミサイル発射）・韓国（竹島強奪・世界中で日本の悪口）・ロシア（軍事力でクリミア強奪）が「平和を愛する諸国民」といえますか？

●こんな憲法では日本の安心・安全はいつこわされるか解りません！

他者依存の「不安憲法」から

「安心・安全の憲法」へ！

日本会議と共に、日本の未来をひらく
新憲法制定運動にご参加下さい。

【連絡先】 860-0005

熊本市中央区宮内3-1 日本会議熊本

☎ 096-322-7484 FAX 096-322-7494